

株式会社友 定 款

第一章 総則

(商号)

第1条

当会社は、株式会社友と称し、英文ではYuu Corporationと表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 会社の株式等の有価証券又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理する業務
- (2) 前号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条

当会社の公告は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第5条

当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の発行)

第6条

当会社は、株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。但し、当会社の株式に設定された担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に基づく担保権者若しくはその子会社若しくは関連会社又は担保権者の指定する第三者による株式の取得については、株主総会の承認を受けたものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場

合には、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該基準日後において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条

当該基準日後において権利を行使することができる株主と定めることができる。当該基準日後において権利を行使することができる株主と定めることができる。

(募集株式の発行)

第14条

募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第三章 株主総会

(招集)

第15条

当該基準日後において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第 16 条

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 17 条

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 18 条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 19 条

株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第 20 条

株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を 2 名以上のものに行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第 21 条

株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第四章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 22 条

当会社の取締役は 1 名以上とする。

(取締役の選任)

第 23 条

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権数の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 24 条

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 25 条

当会社に取締役が 2 名以上いるときは、代表取締役を 1 名置き、取締役の互選によって定める。

2 代表取締役は社長とする。
3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
4 取締役 1 名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第 26 条

社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第 27 条

取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第 28 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第五章 計算

(事業年度)

第 29 条

当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 30 条

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 31 条

剰余金の配当は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第六章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第 32 条

当会社の設立に際して出資される財産の価額は金 1 万円とし、資本金の額は金 1 万円とする。

(設立時の本店所在場所)

第33条

当会社の設立時の本店所在場所は、大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル 弁護士法人北浜法律事務所内とする。

(最初の事業年度)

第34条

当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和8年2月28日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第35条

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 仲鉢也寸志

設立時代表取締役 仲鉢也寸志

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第36条

発起人の氏名、住所及び発起人が割当てを受ける株式の数並びに株式と引換えに払い込む金額は、次のとおりとする。

住 所 東京都世田谷区上野毛四丁目39番18号

発起人 仲鉢也寸志

割当株式数 普通株式 1株 金1万円

(定款に定めのない事項)

第37条

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

制定 令和7年6月4日

改定 令和7年7月11日 (第3条を改定)